

下請法改正法案の概要

(下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案)

新名称:「製造委託等に係る中小受託事業者に対する

代金の支払の遅延等の防止に関する法律」

令和7年3月公正取引委員会

下請法改正の背景・趣旨等

近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、「物価 上昇を上回る賃上げ」を実現するためには、事業者において賃上げの原資の 確保が必要。

中小企業をはじめとする事業者が各々賃上げの原資を確保するためには、 サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」 の実現を図っていくことが重要。

例えば、協議に応じない一方的な価格決定行為など、価格転嫁を阻害し、 受注者に負担を押しつける商慣習を一掃していくことで、取引を適正化し、 価格転嫁をさらに進めていくため、下請法改正法案を今国会に提出した。

(令和7年3月11日閣議決定⇒第217回通常国会にて審議予定)

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

下請法の主な改正事項(一覧)

〈規制の見直し〉

(1)協議を適切に行わない代金額の決定の禁止(価格据え置き取引への対応)

代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定 を禁止

(2) 手形払等の禁止

対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段(電子記録債権、ファクタリング等)についても、支払期日までに代金相当額を得ることが困難なものを禁止

(3) 運送委託の対象取引への追加(物流問題への対応)

対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加

(4)従業員基準の追加(適用基準の追加)

従業員数300人(役務提供委託等は100人)の区分を新設

(5) 面的執行の強化

事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。相互情報提供に係る規定を新設

〈「下請」等の用語の見直し〉

・題名について、以下のとおり改める。

「下請代金支払遅延等防止法」⇒「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の 防止に関する法律」

・用語について、以下のとおり改める。

「下請事業者」⇒「中小受託事業者」、「親事業者」⇒「委託事業者」等

① 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【新第5条第2項第4号関係】

改正理由

- > コストが上昇している中で、<mark>協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない</mark> **価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題**がみられる。
- > そのため、**適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要**。

改正内容

◆ 「市価」の認定が必要となる買いたたきとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、中小 受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者 が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を 不当に害する行為を禁止する規定を新設する。



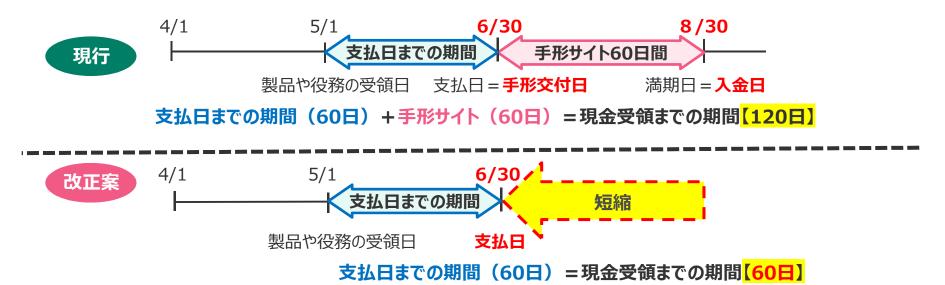
② 手形払等の禁止【新第5条第1項第2号関係】

改正理由

支払手段として手形等を用いることにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める 商慣習が続いている。

改正内容

- ◆ 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、**手形払を認めないこととする**。
- ◆ 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭(手数料等を 含む満額)を得ることが困難であるものについては認めないこととする。



③ 運送委託の対象取引への追加【新第2条第5項、第6項関係】

改正理由

- > **発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外**(独占禁止法の物流特殊指定で対応)である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、荷主・物流事業者間の 問題(荷役・荷待ち)が顕在化している。

改正内容

◆ 発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加し、機動的に対応できるようにする。



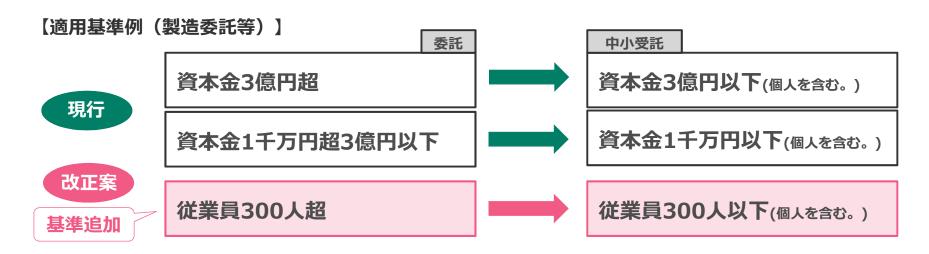
④ 従業員基準の追加【新第2条第8項、第9項関係】

改正理由

- ▶ 実質的には事業規模は大きいものの当初の資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、本法の対象とならない例がある。
- ▶ 本法の適用を逃れるため、受注者に増資を求める発注者が存在する。

改正内容

- ◆ 適用基準として従業員数の基準を新たに追加する。
- ◆ 具体的な基準については、本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやす さ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人(製造委託等)又は100人(役務提供 委託等)を基準とする。



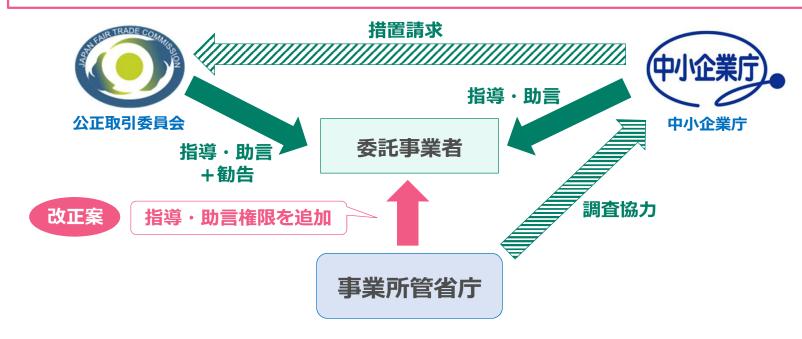
⑤ 面的執行の強化【新第5条第1項第7号、第8条、第13条関係】

改正理由

- ▶ 現在、事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある。
- ▶ 事業所管省庁(「トラック・物流Gメン」など)に通報した場合、本法の「報復措置の禁止」の 対象となっていない。

改正内容

- ◆ 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与する。
- ◆ 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、<u>「報復措置の禁止」の申告先として、現行</u> <u>の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加</u>する。



⑥「下請」等の用語の見直し 【題名、新第2条第8項、第9項関係】

改正理由

- ▶ 本法における「下請」という用語は、発注者と受注者が対等な関係ではないという語感を与えるとの指摘がある。
- ▶ 時代の変化に伴い、発注者である大企業の側でも「下請」という用語は使われなくなっている。

改正内容

- ◆ 用語について、「親事業者」を「委託事業者」、「下請事業者」を「中小受託事業者」、 「下請代金」を「製造委託等代金」等に改正する。
- ◆ 法律の題名も、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する 代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改正する。

外注先を「下請」企業と呼称した経験の有無 発注者から「下請」企業と呼称された経験の有無 (n=3,583)(n=3,583)今も「下請」企業と 外注先がない 発注者としての声 「下請」企業と呼称されている 受注者とし 9.9% 呼称している 7.5% 11.9% 以前は「下請」企業 と呼称していた 以前は「下請」企業と ての声 5.8% 「下請」企業と呼称され 呼称されていた 「下請」企業等と呼称 たことはない 7.9% したことはない 80.1% 76.8% 8

(出所) 中小企業庁・公正取引委員会「下請取引等の実態に係るアンケート調査」